

# 病院長候補者推薦委員会規程

令和5年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、病院長選出規程第10条第2項に基づき、日本大学病院、日本大学医学部附属板橋病院、日本大学歯学部附属歯科病院及び日本大学松戸歯学部附属病院における病院長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）についての必要事項を定める。

(設置の時期)

第2条 推薦委員会は、病院長選出規程第2条第1項各号に定める事由が発生した都度、各病院を所管する学部が設置する。

(推薦委員会の業務)

第3条 推薦委員会は、次の各号の業務を行う。

- ① 病院長としての適格性の審査に関する事項
- ② 病院長選出委員会（以下「選出委員会」という）への病院長候補者の推薦に関する事項

(推薦委員会の構成)

第4条 推薦委員会は、次の者をもって構成し、学部長が委嘱する。

- ① 学部長
- ② 事務局長
- ③ 当該病院の副病院長 1名
- ④ 当該病院の事務長
- ⑤ 臨床系教授 2名
- ⑥ 当該病院の職員（医療職） 2名以内

2 病院長選出規程第2条第1項第5号に伴う病院長の選出の場合は、次期学部長を委員に加えるものとする。

(委員長)

第5条 推薦委員会の委員長は、学部長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(推薦委員会の招集)

第6条 推薦委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 推薦委員会の委員長及び委員の任期は、学部長が委嘱した日から委員会の業務が終了した日までとし、業務終了をもって解散する。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推薦委員会の開催)

第8条 推薦委員会は、必要に応じて開催する。

2 推薦委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは委員長が決する。

3 前項の場合において、委員長は議決に加わることができない。

(病院長候補者の推薦)

第9条 病院長候補者は、推薦委員会の委員2名以上による所定の推薦書をもって、推薦委員会に推薦する。ただし、推薦委員会の委員による自薦はできない。

2 推薦を受けた病院長候補者は、所定の書類を推薦委員会に提出しなければならない。

3 第1項により推薦された者が推薦委員会の委員であった場合は、委員を辞任するものとし、第4条第1項各号の構成に基づき委員を補充する。

(選出委員会への推薦)

第10条 推薦委員会は、病院長候補者から提出された書類を審査し、必要に応じて面談を行った上で、1名を選出委員会に推薦する。

2 前項の推薦に当たり、推薦委員会は所定の推薦書を作成し、前条第2項の書類を添えて選出委員会へ提出する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、各学部において別に定めることができる。

(所 管)

第12条 推薦委員会に関する事務は、学部の庶務課及び病院の庶務課又は病院管理課が行う。

## 附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。